

<一般委託>

令和3年度 スマートインターチェンジ調査業務 仕様書

令和3年度 スマートインターチェンジ調査業務に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	スマートインターチェンジ整備にあたり、整備箇所候補周辺の交通量を把握することを目的とする。
2	履行期間	90日間
3	施行場所	横須賀市阿部倉ほか
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	
7	資格要件	過去に同一業務、類似業務を経験しているものを選任すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	土木部道路建設課 横田 正樹(連絡先046-822-9954)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和3年度スマートインターチェンジ調査業務 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は横須賀市が発注する本業務に適用する。

2 業務の目的

スマートインターチェンジ整備にあたり、整備箇所候補周辺の交通量を把握することを目的とする。

3 順守・連絡事項

本委託にあたり、委託契約書及び本特記仕様書に定められた事項を順守するとともに、随時受託者より進捗状況を報告すること。

4 関係法令等の準拠

本委託実施にあたっては、関係する法令及び計画等に準拠し、実施するものとする。

5 疑義

本委託の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督員とその内容について協議するものとする。

6 秘密の保持

受託者は本業務遂行中に知り得た情報を監督員の許可なしに、他の目的に利用してはならない。守秘義務は本委託終了後も継続するものとする。

7 業務内容

(1) 業務箇所

横須賀市阿部倉ほか

(2) 履行期間

90日間

(3) 業務内容

1) 交通量調査箇所

下記交差点 3 箇所

調査箇所（1）	坂本芦名線と市道 7732 号交差点
調査箇所（2）	坂本芦名線と市道 1280 号交差点
調査箇所（3）	市道 7462 号と市道 1213 号交差点

（4）調査項目

交通量調査（平日 1 日、休日 1 日）、24 時間、5 車種分類＋歩行者・自転車

対象地点は上記(1)業務箇所に定める地点とし、以下の項目について調査を行うものとする。

また、調査は火曜日から木曜日までかつ 5・10 の付く日及び台風等の異常気象の場合、その他通常と異なる交通状態が予想される日を避けた平日 1 日、休日 1 日とし、調査時間は 7 時～翌日 7 時（24 時間）とする。

1) 自動車類交通量調査

各調査対象交差点を通過する車両を方向別・時間別・車種別にカウンターを使用して観測する。なお、車種分類は次に示す 5 車種とし、集計は 1 時間毎とする。

車種区分	ナンバー	内 訳
乗用車類	3、5、7	軽乗用車、普通乗用自動車、小型乗用自動車
バス	2	路線バス、観光バス等
小型貨物車	4、6	軽貨物車、小型貨物自動車（ライトバン含む）
普通貨物車	0、1、9	普通貨物自動車、特殊用途自動車（緊急自動車、クレーン車等）、特殊自動車（ロード・ローラ、スタビライザ等）大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車（セミトレーラ等）
二輪車	—	原動機付二輪車を含む

※外交官車両、在日米軍車両、自衛隊車両、臨時運行車両等、独自ナンバーを付けている車両はそれぞれの形状、用途等を想定し、上記の分類に含めて観測する。

※「8 ナンバー車」については、夫々の形状、用途等を想定し各車両に区分して観測する。

※調査箇所（3）にあたっては小型道路のため、上記区分バスの通行は除外する。

2) 歩行者等交通量調査

各調査対象交差点を通過する歩行者・自転車について、方向別、時間別に観測する。

なお、分類は次に示す 2 種類とし、集計は 1 時間毎とする。

区 分	内 訳
歩行者	自ら歩行もしくは車椅子等で移動しているもの、自転車を手押ししているもの、身体障害者用の車椅子、歩行補助者、小児用の車を観測する。 ※軽車両（リアカー、牛馬車等）を引いている人、背負われている子ども、ベビーカーの中にいる子ども、路上で遊んでいる人は観測対象外とする）
自転車	自転車の運転者を観測する。 ※自転車を手押ししているものは歩行者で観測する。

※デモ隊、葬列、通勤・通学等の隊列は観測した上で備考欄にメモを残しておく。

(5) 計画準備

業務履行に先立ち、業務が円滑に遂行できるよう業務内容を確認し、調査概要、調査手順、工程計画、調査員配置図、安全対策、緊急時連絡体制等の事項について業務計画書を作成し提出する。

(6) 現地踏査

調査に先立ち、対象交差点等の交通状況及び周辺環境を確認し、交通量調査のための必要な事項の抽出と調査員配置の計画を検討する。

(7) 諸官庁への手続き

道路交通法 78 条第 1 項に基づく道路使用許可申請に必要な資料を作成し、所轄の警察署へ提出する。

(8) 報告書の作成

上記の調査内容を報告書として取りまとめるものとする。

(9) 打合せ協議等

打合せ協議は初回、中間、最終の合計 3 回実施するものとする。

ただし、別途必要がある際は随時打合せ協議を行う。

(10) 成果品の提出

本業務の成果品として、以下を提出するものとする。

- 1) 報告書（紙媒体：A4 版） 2 部
- 2) 電子成果品（CD-R） 2 部
- 3) その他必要な資料

8 雑則

本特記仕様書に定めのない事項については、協議の上定めるものとする。

位置図

記号

縮尺

1 : 5000

制定年度

令和3年度 スマートインターチェンジ調査業務

